京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和６年３月２９日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

京都市上下水道局管理規程第２号

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（領収証） 第１条　（略） ⑴　水道料金及び下水道使用料並びに農業集落排水処理施設使用料 ア・イ　（略） ⑵　分担金（京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第２２条第２号の規定により分割して納入されるものに限る。以下同じ。） ア・イ　（略） ⑶～⑸　（略） （納入通知書） 第２条　（略） ⑴　水道料金及び下水道使用料並びに農業集落排水処理施設使用料 ア・イ　（略） ⑵～⑸　（略）	（領収証） 第１条　（略） ⑴　水道料金及び下水道使用料 ア・イ　（略） ⑵　分担金（京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程第２１条第１項第２号の規定により分割して納入されるものに限る。以下同じ。） ア・イ　（略） ⑶～⑸　（略） （納入通知書） 第２条　（略） ⑴　水道料金及び下水道使用料 ア・イ　（略） ⑵～⑸　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（上下水道局総務部お客さまサービス推進室）